

議案第103号

訴えの提起について

次のとおり、更正の登記に要した費用を求める訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成21年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 国

2 請求の要旨

本市は、相模川を水源とした津久井分水池から潮見台浄水場へ原水を導くために設置している第2導水ずい道の保全を目的として、昭和42年3月8日、相模原市共和1丁目*****、同**及び同**の土地に地上権の設定登記をした。その後当該土地の分筆が行われた際、分筆により新たに地番が付された土地に当該地上権が転写されるべきところ、遺漏が生じた。

本市は、その後、当該地上権が転写されなかった土地について、当該地上権の更正の登記の申請手続に必要な土地の測量などの費用を負担し、当該地上権の更正の登記の申請を行った。

当該地上権の登記の転写の遺漏は、法務省横浜地方法務局の登記官の過誤によるものであるため、当該地上権の更正の登記の申請に要した費用を被告となるべき者に請求したが、これに応じないため、被告となるべき者に対し

て更正の登記に要した費用を求める訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。